

## 適切な意思決定支援に関する指針

当診療所は、主に人生の最終段階において、患者様の適切な意思決定支援を行うために以下の指針を遵守します。

本指針は厚生労働省の発表した「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン(平成30年3月)」を踏まえて作成しました。

### 1. 人生の最終段階とは

人生の最終段階とは以下のような状態を指しますが、患者様自身の状態を踏まえて、医療・ケアチームが総合的に判断します。

- ・ 癌末期のように、残された時間が数日から長くとも2～3ヶ月と予測できる場合
- ・ 慢性の病気が悪化することを繰り返し、根治できないと予測された場合
- ・ 脳卒中後遺症や老衰で数ヶ月、1～2年で死を迎えることが予想される場合

### 2. 適切な意思決定支援のあり方

- ① 医師などの医療従事者から適切な情報提供と説明を行います。
- ② 医療やケアを受ける患者様本人と色々な専門職からなるケアチームとで十分な話し合いをします。
- ③ 本人による意思決定を最優先とし、医療・ケアの提供を行います。
- ④ 本人の意思は変化するものであることを踏まえ、その都度意思を伝えられるようにケアチームが支援し、話し合いを繰り返します。
- ⑤ 本人の意思が確認できない場合は、家族等の本人に代わる人がケアチームと、「本人にとって何が最善か」を考えて話し合いを行い、判断します。
- ⑥ ケアチームやご家族の中で意見がまとまらない場合や合意が得られない場合は、外部の専門家からなる話し合いの場を別途設けて方針の検討を行います。
- ⑦ 人生の最終段階における医療・ケアについて、ケアの開始・不開始・変更・中止は、医学的に妥当で適切に行えるよう慎重に判断します。
- ⑧ 可能な限り痛みや不快な症状を十分に緩和し、本人や家族の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。
- ⑨ 生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死はこの指針では対象としません。